

広島市告示第 4 1 4 号

令和 8 年 9 月 1 6 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）附則第 5 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 4 項の規定により同法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなし、同条第 3 項が準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 フタバ図書 TSUTAYA MEGA 中筋店

(2) 所在地 広島市安佐南区中筋四丁目 101 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社真末鉄工所 代表取締役 真末 克也

広島市安佐北区安佐町大字飯室 6861 番地 2

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 10 時 00 分	午後 10 時 00 分	—

(変更後)

開店時刻	閉店時刻	備 考
午前 0 時 00 分	午後 12 時 00 分	24 時間営業 午後 9 時～午前 10 時は無人営業予定

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場No.	駐車可能時間帯	備 考
1～3	午前 10 時 00 分～午後 11 時 00 分	—

(変更後)

駐車場No.	駐車可能時間帯	備 考
1～3	午前 0 時 00 分～午後 12 時 00 分	24 時間

4 変更年月日

令和8年10月1日

5 届出年月日

令和8年9月8日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号

広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和8年9月16日から令和9年1月16日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和9年1月16日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課